

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第62回)
〈書面開催〉

日 時：令和5年3月9日(木)

1 開 会

2 議 題

(1) 国・県・市の対応状況について（事務局）

(2) 感染症拡大防止について（事務局）

(3) 報告事項

- ・新型コロナウイルス感染症により保育園（所）等が臨時休園等を行った場合の利用者負担額の減免措置及び学級閉鎖の取扱いについて（こども保健部）

(4) その他

3 閉 会

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	桑村 功士	副本部長
津山市副市長	野口 薫	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	水田 啓介	副本部長
企画財政部長	左居 薫	
企画財政部参与	平井 良幸	
総務部長	三浦 英俊	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 譲	
税務部長	尾高 弘毅	
環境福祉部長	朝田 一	
環境福祉部参与	木梨 良祐	
こども保健部長	奥田 賢二	
産業経済部長	明楽 智雄	
観光文化部長	今村 弘樹	
農林部長	中川 竜二	
都市建設部長	山本 将司	
地域振興部長	藤井 浩次	
水道局長	小林 和弘	
教育次長	栗野 道夫	

【事務局】

こども保健部次長兼健康増進課長	鏡 真由美	
こども保健部次長兼ワクチン接種推進室長	谷口 克典	
こども保健部こども保育課長	金田 郁	
こども保健部企画参事	坂元 勝之	
こども保健部健康増進課主幹	森上 真由美	
こども保健部ワクチン接種推進室主幹兼健康増進課主幹	町田 知己	
総務部危機管理室長	西村 敏之	

(1) 国・県・市の対応状況について

1) 国の対応状況（2月10日以降）

- ・2/10 マスク着用の見直し等について（個人の判断に委ねることを基本）

2) 県の対応状況（2月10日以降）

- ・2/22 県民・事業者の皆様へのお願い

県内で確認された新型コロナウイルス感染者の療養状況【3月1日時点】 (単位：件)

時点	合計	確保病床に入院中		一般病床 に入院中	宿泊療養 施設に 入所中	自宅療養中	うち 社会福祉 施設等で 療養中	調整中	退院等	死亡
		(病床 使用率)	うち 重症者							
今週	487,675	114 (18.3%)	7	23	13	1,270	106	0	485,425	830 (567)
先週か らの 増減	+1,420	▲14 (▲2.2%)	+2	▲3	▲5	▲824	▲63	▲3	+2,266	+3 (+1)

() 内は、死亡のうち新型コロナウイルス感染症による死亡

【県内の患者発生状況（令和5年3月7日現在）】

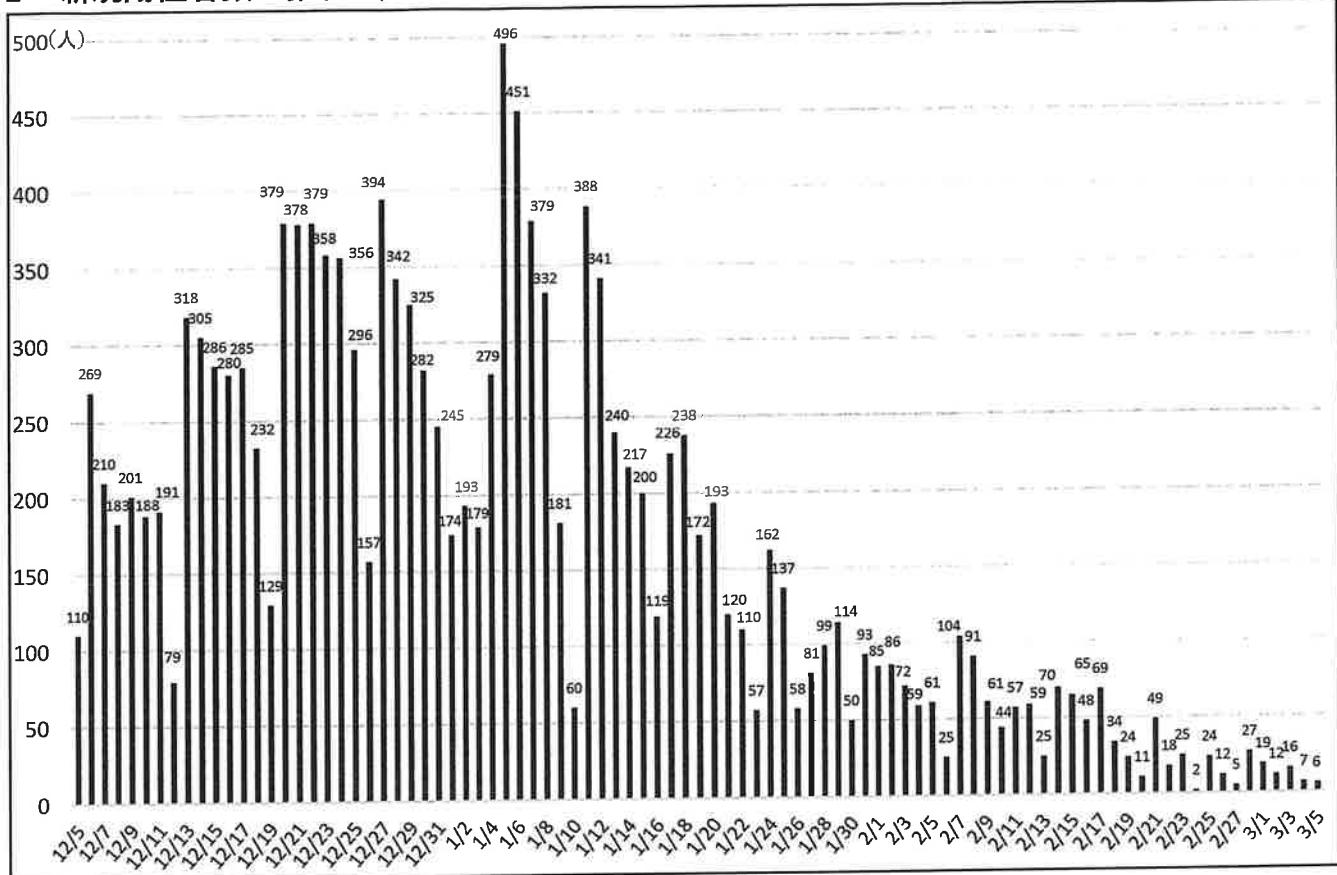
488,464例

3) 市の対応状況（2月10日以降）

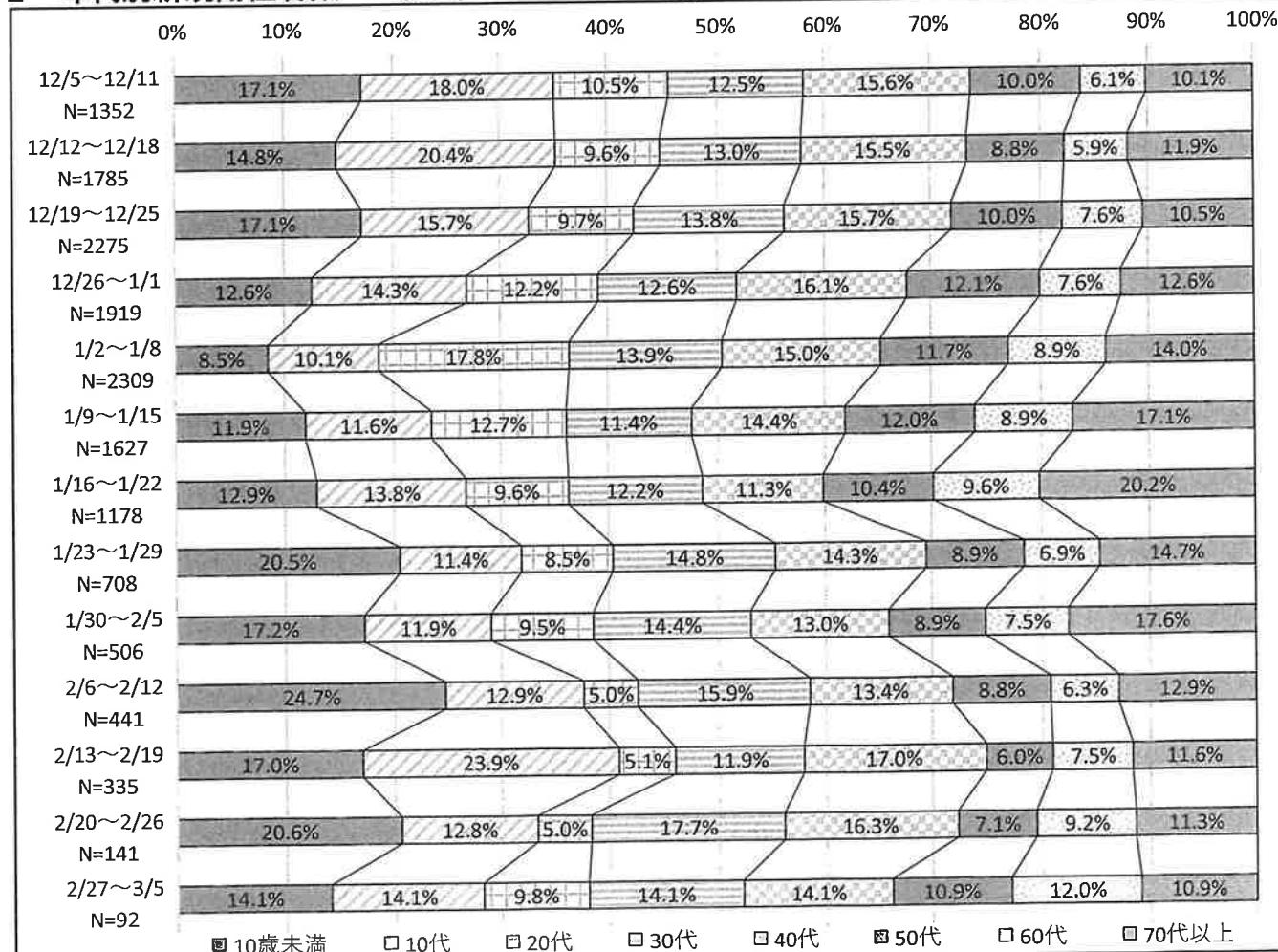
- ・ 2/10 第61回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催（書面開催）
- ・ 3/9 第62回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催（書面開催）

美作保健所管内の感染者の状況

1 新規陽性者数の推移 (R4.12.5～R5.3.5)



2 年代別新規陽性者数の内訳 (R4.12.5～R5.3.5)



※百分比は(%)は、少数第2位を四捨五入し、少数第1位までを表示した。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがある。

(2) 感染症拡大防止について

令和5年3月9日

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントにご留意ください。

【生活場面での注意点】

マスクについては3月13日から

- ・マスクの着用については、国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日）に沿った対応とする。 資料1
- ・会食は、できるだけ少人数・短時間で大声を出さないようにする。
- ・「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」の励行など基本的感染対策を行う。

【体調不良時の備えを】

- ・発熱等の体調不良時に備えて、抗原定性検査キットや自宅療養に必要な解熱鎮痛薬等を、あらかじめ購入しておきましょう。
- 「研究用」ではなく国が承認した「体外診断用医薬品」（医療用）もしくは「第一類医薬品」（一般用）の抗原定性検査キットを購入しましょう。

【外出に向けての注意点】

- ・発熱、のどの痛み、咳、倦怠感など少しでも体調が悪い場合は、外出を控える。
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所へ外出する場合は、感染防止策をより一層徹底する。
- ・第三者認証店など、感染対策が徹底されている飲食店を利用する。

【適切な受診を】

- ・13歳から64歳までの重症者リスク因子がない方で、症状が軽い場合は、抗原定性検査キットを用い、なるべく陽性者診断センターを利用すること。
- ・受診する際は、休日や夜間ではなく、なるべく平日の日中に、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）を受診すること。
- ・救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること。

2 イベント等を開催する場合、次のポイントにご留意ください。

○次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること

- ・「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」の励行など基本的感染対策を行うこと
- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- ・岡山県が要請する「県内でのイベント開催について」の留意点を遵守すること

3 ワクチン接種について

・新型コロナワクチン

発症や重症化を防ぐため、オミクロン株対応ワクチンの早めの接種を受けましょう。

新型コロナウイルス感染症により保育園（所）等が臨時休園等を行った場合の利用者負担額の減免措置及び学級閉鎖の取扱いについて

1 現在の減免基準について

園内感染拡大防止のため、学級閉鎖を実施する保育園（所）等において、学級閉鎖をしているクラス、及び学級閉鎖をしていないクラスの園児については、学級閉鎖期間と同じ期間、家庭保育にご協力いただいた場合等について、本市におけるコロナ保育料還付基準（※）に基づき、保育料を日割り計算で還付をしています。

【※本市におけるコロナ保育料還付基準】

令和2年2月及び3月の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の改正等に基づき、市の内規（新型コロナウイルス感染症により臨時に休園等する場合の利用者負担額の日割り計算の取扱について）を制定

- (1) 保育所等を利用する子ども等の新型コロナウイルス感染症への感染（以下「感染」という。）が発覚し、市の要請により、当該保育所等の一部又は全部を休園した場合。ただし、代替保育を利用した場合を除く。
- (2) 地域の公衆衛生の観点から、市の要請により、保育所等の一部又は全部を休園した場合。ただし、代替保育を利用した場合を除く。
- (3) 保育所等は開園しているが、子ども本人が感染又は感染者との濃厚接触等により、当該子どもに対し、市から登園回避の要請を行った場合。
- (4) 市の要請により、保育所等を利用する子どもが保育所等への登園を自粛した場合。

2 令和5年4月以降の国の考え方

令和4年12月27日 国の事務連絡により、新型コロナウイルス感染症により保育園（所）等が臨時休園等を行った場合の利用者負担額の減免措置については、臨時休園等を行うことを国から要請することは想定されない状況となっていることから、令和4年度末まで現在の取扱いを継続した上で、令和5年4月以降は廃止することとなっております。

3 令和5年4月以降の市の考え方（案）

新型コロナウイルス感染症により保育園（所）等が臨時休園等を行った場合の利用者負担額の減免措置については、令和4年度末まで現在の基準を継続し、令和5年4月以降は国の考え方へ沿って廃止します。

あわせて、新型コロナウイルス感染症による感染が確認された場合に、学級閉鎖等の要請を行う取扱いについても、令和4年度末をもち終了することとします。

マスク着用の考え方の見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 見直しの概要

- 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いする。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

(2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。
 - ✓ 医療機関受診時
 - ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）
- ※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- そのほか、新型コロナウィルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

(3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウィルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

(4) 学校における対応

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めることが基本とする。
- 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求ることとする。
 - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
 - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示すこととする。

(5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

(6) 事業者における対応

- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるることは許容される。
- 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

(7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。